

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
千葉県成田市駒井野字天並野 2139 番地 1
株式会社 JAL カーゴサービス
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
株式会社 JAL カーゴサービス
成田空港保税蔵置場
千葉県成田市駒井野字天並野 2139 番地 1、日航貨物ビル
千葉県成田市駒井野字台ノ田 2071 番地、第 3 貨物ビル
千葉県成田市取香字上人塚 148 番地、第 5 貨物ビル
千葉県成田市取香字駒返 612-3 番地
千葉県成田市取香字駒返 613 番地
千葉県成田市東峰字茶畑 6 番
千葉県成田市駒井野字広田 881 番 1
千葉県成田市駒井野字広田 881 番 2
千葉県成田市駒井野字広田 888 番
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造
3 棟及び土地の各一部 95,705 平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物、仮陸揚貨物
- 5 許可期間
自 平成 23 年 10 月 1 日
至 平成 28 年 12 月 1 日

平成 23 年 10 月 1 日

東京税関長 森川 卓也